

Rio: Un processus
géostatégique
juillet 92
no 7

地球共有資産をめぐる環境戦争

A・リピエツ
解説 若森 章孝
訳 若森 文子

—戦略地政学的プロセスとしての地球サミット

はじめに

この六月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」(UNCED)いわゆる、地球サミットは、気候変動枠組み条約(地球温暖化防止条約)およびそれと不可分な生物学的多様性保全条約に関する交渉を通じて、「地球共有資産」(グローバル・コモンズ)を認識し国際的に配分すると、長期にわたるプロセスにおける第一歩を出すものである。地球サミットは、そのプロセスを急速に押し進めることになるだろう。ともかく、この運動に匹敵しうるのは、市民革命

が始まる頃の共有地「囲い込み」運動(エンクロージャー)だけである。とはいっても、このプロセスは、国際的であるという点で、かつての「囲い込み」運動と異なっている。確かに、これまでに結ばれた他の国際協定も地球共有資産を囲い込むものであつた。例えば海洋法条約は共有資産を国有化するために結ばれたのだし、オゾン層保護のウィーン条約は共有資産へのアクセスを限定するために結ばれたのであつた。だが、地球温暖化防止や生物学的多様性保全に関する交渉で問題になつているのは、地球共有資産を尊重するという名目で各国の主権を制限することなのである。

I 地球革命か?

大気や生物多様性のような地球共有資産の存在は物理的に限られている。だから、それらに対するアクセスを何も調整しないなら、四〇年という極めて短期間のうちに、人類史的規模の脅威にさらされることになるだろう。まず初めにこのことを認識しなければならない。

こういった認識が深まるならば、地球共有資産の本源的配分や使用権(ここでは度を超さない使用権といふことになろう)、使用権の移転の調整、違反者の制裁といった新しい権利が創出されるようになる。それが明い込み運動と共にしている点は、最も貧しい者が地球共有資産(グローバル・コモンズ)へのアクセスから排除される危険があるということだ。だが、この過程は国際的に進められるのであり、市民社会の運動が単に法律的領域で表現されるというわけではない。これが明い込み運動と異なるところだ。つまり、新しい権利の創出過程には、国家間の外交というもう一つ別の調整が含まれているのだ。しかも、世界は不公平と利害対立によって引き裂かれているのである。

第一の対立は、すでに工業化された諸国の総体である「北」

と、工業化されていない、しかも最も人口の多い諸国の総体である「南」との関係である。南の諸国が北の生活様式に接近するのはエコロジー的に見て不可能だという点を強調すれば、「環境植民地主義」と受けとられるだろう。ここでは、地球共有資産の使用権の本源的配分といふ問題が決定的であると思われる。南の「持続可能な開発」の無限の可能性にとつて、資金援助や技術移転は不可欠だ。だが、それは直ちに、環境危機を債務危機、より一般的には開発危機へと結び付けることにもなるのだ。

さらに、南の諸国の中でも二つのグループが対立している。一方は、特にインド等の最も遅れた国々である。彼らは、特に農業や畜産業による汚染のよう、人間の基本的ニーズを満たすための環境コストと、自動車のよくな、彼らが不必要と考える北の消費に費やされる環境コストとの違いを無視した措置に、非常に激しく反対している。それに対し、とりわけマレーシア等の新興工業諸国は、工業化に対する制限を、いずれも北側の保護主義の一形態だと考えていてる。

多くの国々や第三世界の世論に悪い印象を残した第一次湾岸戦争(一九九〇—一九九一)の記憶が生きるだけに、「新しい国際的権利」を創出するこの過程は、それだけ激しい緊張をはらむことになるだろう。立法権、司法権、行政権の一体化

(ここでは安全保障理事会の常任理事国グループ)が「不公平な判定」をもたらしうるという危惧は、各国の主権を制限するすべての「国際法」に対し、断固たる不信感を呼び覚ますのである。

北の内部でも対立は著しい。生産および消費の支配的モデルを支持する者(企業家および消費者としての市民)と、そのモデルを批判する社会運動との対立がある。また、第三世界との対立を支持する路線と第三世界との調停を支持する路線というように、外交路線も二つに分裂し対立している。そして、湾岸戦争の時に見られるように、これら二つの対立はほぼ重なり合って、それぞれの国を貫いている。実際、「現行の生産・消費モデルを守り」、結局は第三世界と対立してしまった路線は、アメリカ外交において支配的だ。それに対しヨーロッパでは、環境破壊の危険の高まりを「防止」し、第三世界と交渉していくこうとする路線が優位を占めているようだ。気候変動枠組み条約(1)の交渉といふ決定的な事例についてわれわれが見ていくうどするのには、まさにこの点である。

II 気候変動枠組み条約の争点

温室効果ガスによる地球温暖化の防止対策は、エコロジスト

や経済学者が最も熱心に研究している分野の一つである⁽²⁾。初めに言つておきたいのは、温室効果による気候変動現象が確かな事実だとしても、そのテンポや幅の不確実性は科学と政治の恰好の網引きの材料になる、ということだ。そうであるのに、アレニウス(一八九六-)以来、どのモデルも一致して、二酸化炭素が二倍に増えれば気温が一・五度上昇すると主張している。これは実に奇妙なことだ。

1) 環境コストと温室効果対策の手段に関する議論

——ゴールデンベルグ 対 ノードハウス

温室効果ガスによる気候変動に對して最初にとられるものは、恐らく「予防原則」であろう。この予防原則は、温室効果ガス排出がより少ない技術への、大量かつできるだけ安上がりな置き換えを要求した。エネルギー節約は、温室効果対策の最良の方法の一つなのである。

ブラジルのJ・ゴールデンベルグを中心としたアメリカ人、スウェーデン人、インド人から成るチームは、このような「専門家」的立場から立派な総論を提起した⁽³⁾。二〇一〇年には、ヨーロッパの平均的家族が一九七五年に享受していたのと同じレベルの快適さを全人類に提供する、という彼らのシナリオによると、すでに知られているエネルギー節約技術を使えば

大気中の二酸化炭素は、一〇%しか上昇しないのである。だが、このシナリオでは、それに必要な投資を行うために経済主体をどのように方向づけていくのか、といふ点は明確にされていない。

それに対し、経済学者のW・D・ノードハウスは、温室効果に関する問題を通り一遍の経済学的方法で扱っている⁽⁴⁾。彼は、温室効果による損害をアメリカの農業生産高の現象だけで測定し、しかも将来の損失価値を、長期利子率を考慮して低めの現在価値で見積もるのだ。それゆえ、ノードハウスによれば、現在の世代が温室効果による気候変動を必要以上に削減しようとするのは「理に適っていない」し、「ばかりでいる」ということになる。

いかに近視眼的な経済至上主義が、気候変動枠組み条約におけるアメリカ政府の「封じ込め政策」を正当化してしまいかが、ここに示されている。測定された温暖化による「コスト」は、例えば飢餓とか、パンゲラデシュの悲惨さとか、一億人の民族移動といったことを無視したものだ。その反対に、温暖化防止対策にかかる費用は過大評価されている。人類は、経済的視野を狭めてしまう損益見積り率を重視する余り、係たちの運命を心配する責任を放棄してしまっているのである。

2) 温室効果の責任と排出権に関する議論

——世界資源研究所(WRI) 対 アガルワル

温室効果による気候変動の「責任」に関する議論は、無意識的だったかどうかは別にして、アメリカ政府と親密な研究機関である世界資源研究所(WRI)が、「世界の資源一九九〇一九一年」を刊行して提起したものである。このレポートの特徴は、温室効果ガスがどれほど産出されているのか、余すところなく測定していることだ。それには、熱帯雨林の焼失による二酸化炭素は勿論のこと、南の水田や牛類から放たれるメタンガスまで含まれている。それゆえ、このレポートによつて、各國の温室効果ガスの排出総量を知ることができるのである。さらにつこのレポートは、排出された温室効果ガスの約半分を大地や海洋が吸収してしまう、という事実に注目する。ところで、そのような天然の「吸収井」は、人類の紛れもない「共有資産」である。それなのに世界資源研究所(WRI)は、温室効果ガスの排出総量に応じてこれらの「吸収井」を各國に配分する。そして、その吸収された分を差し引いて、各國の温室効果ガスの純排出量を算出するのである。

このようにして得られた温室効果ガス純排出量の番付は驚くべきものだ。なんと、南の排出量が北の排出量とほとんど同じように表れるのだ。アメリカ、ソ連、ブラジル、中国、インド

の順で温室効果ガスを排出しているといふのである。

温室効果ガスへの貢献に「銅メダル」をもつたことに対し、第三世界は「一斉攻撃」に打って出た。ニューデリーの「科学と環境センター」の激しい反論は、「環境植民地主義」についてためらうことなく語る、アニル・アガルワルとスニタ・ナランの反対レポートにまとめられている(5)。「科学と環境センター」の批判は、気候変動枠組み条約にとって同じようない重要な、二つの側面に基づいている。第一の批判は倫理的なものだ。つまり、貧しい農民が食糧生産のために温室効果ガスを出すことと、裕福な諸国が工業生産のために化石燃料を燃焼させて二酸化炭素を出すことを同一視してはならないのである。第二の批判は法律的なものだ。生物圏のリサイクル能力が排出された二酸化炭素の半分を吸収・凝固させることができ事実であれば、この「地球共有資産」はあらゆる人びとに公平に配分されなければならない。それゆえ、一国の二酸化炭素の純排出量は、世界人口に占めるその国の人口の割合によって分配された「共有資産」割当量を、その総排出量から差し引いて算出されることになる。そうすると、北の国々は自国の二酸化炭素の排出割当量を大幅に超えており、南の大部分の国はその割当量を満たすにはまだ程遠い、ということが確認されるのである。

路線に固執している。

1) 地球サミットの準備会合

アメリカは、準備会合で、世界の温暖化に対する自国の責任を過小評価しようとしている。アメリカにとって、リオの地球サミットは何よりも「環境」の問題について話し合う場なのであり、環境の問題とは何よりも熱帯雨林の問題なのだ。つまり、二酸化炭素排出の第一の原因是熱帯雨林の焼失にある、といふのである！

しかしながら、九一年の夏にジュネーブで開かれた第三回準備会合では、南の圧力によって、「開発」に関するテーマが盛り上がりを見せた。南は、「開発」の問題を「環境」の問題と同じレベルにもつていくことに成功したのである。南の諸国（事実上「七七カ国グループ」）のこのよき攻勢は、南のNGO、とりわけ非常に活発なマレーシアの「第三世界ネットワーク」によって支えられていた。

実際、南は北に対し、一九七七年に挫折した有名な「新国際経済秩序」（NIEO）を再交渉するかのように、非常に高い要求をつきつけたのである。地球環境保全のための資金援助に關する南北交渉は、一九九二年の三月下旬から四月上旬にかけてニューヨークで開催された第四回準備会合の、最初の議事日程にのぼっていた。確かに、南の諸国の方関係は、七〇年以来

気候変動枠組み条約の争点は明らかだ。そこで最も大きな問題になっているのは、地球共有資産の本源的配分ということなのだ。世界資源研究所（WRI）は、一貫して、温室効果ガスを「国単位で」安定させるとか、国毎にX%削減する、といったやり方をとっている。これに対して、「科学と環境センター」は、「共有資産」を各国の人口に応じて配分して、二酸化炭素の排出割当量を算出し、その割当量を超過した分については、抑止効果のある罰金——罰金は温室効果対策の世界基金に充てられる——を課すべきである、という立場を一貫してとっている。なお、「二酸化炭素の排出割当量」 자체については、自国の割当量を超えた国が、使い道のない割当量を保有する国から買い取つてもいいとされている。

III 南北対立の構図——地球サミットに向けての 国際交渉

実際に国際条約の決定にあたるのは、いくつかの機関である。例えは気候変動枠組み条約は、地球サミットの準備会合でも、国連貿易開発会議（UNCTAD）のような国連常設機関でも取り扱われている。気候変動枠組み条約に関してアメリカは、ノードハウスに理論化された、阻止をめざす「待機主義」

すさまじく悪化している。南の諸国は、もはや、アメリカとソ連の敵対関係を利用することができなくなつたし、石油輸出国機構（OPEC）のような拠点もかなり弱体化してきていている。また、最も国家主義的な諸国も、累積債務で瀕死の状態にあるのだ。とはいへ南の諸国は、地球サミットには状況を切り開くような「突破口」があり、いくつかの切り札を出せるのだと、と思つてゐる。北は南に環境保全を頼んでいる。北は、迫りくる地球環境危機の大半の責任が自分たちにあることを感じてゐるが、南もやはり努力するべきだと認識している。それに、アメリカ合衆国、ヨーロッパ、日本といふ北側内部の新たな対立関係が、東西対立にとつて代わつてゐるのだ。

もちろん南側も、事態の緊急性に気付き始めている。南は環境保全に反対しているわけではない。南は、環境保全が、南の開発を一方的に阻害するような新しい形態の障壁になることを拒否しているのである。砂漠化や土壤侵食、水不足といった環境危機の被害を被つてゐる南のいくつかの国々にとって、開発とは何よりもまず環境を改善することなのだ。つまり南は、環境問題に対して、重い要求をもつてゐるわけである。インドと中国は、あたかも、種々雑多な要求を質上げ要求に一本化させた労働組合の指導者のように行動して、南を次のような路線でまとめることが成功した。「よろしい。われわれはエネルギー

効率を改善することを受入れよう。だが、そのためには、北からの資金援助と技術移転が必要だ。あなたがた北は、気候変動（地球温暖化）の唯一の責任者なのだから」。

北は、「南の貧困に対して何らかのことをする用意がある。しかし、地球サミットの成功を危うくさせている主要な原因に、アメリカが「新たな追加資金」の提供を渋っていることが挙げられる。開発のための基金に環境保全という新たな条件が追加されて、環境のための基金が開発のための基金から天引きされる恐れがあるのだ。

これに対し、ヨーロッパはアメリカのように消極的ではない。ヨーロッパは、開発を促しより持続可能な開発モデルに向かわせるための追加資金の提供に対して、もつと理解があるようだ。

2) 国連貿易開発会議の立場

国連貿易開発会議（UNCTAD）は、その名が示すように、国際貿易と開発の関係に携わっている。「UNCTADは、先進国中心の国際分業体制に不満をもつ南のイニシアティブにより、貿易と経済開発に関する南北交渉を行うことを目的に、一九六四年に設立された国連常設機関である。」それゆえ、UNCTADにとって、環境に関する国際的権利を創出すること

は、発展途上国の国際貿易へのアクセスに対する、次のような潜在的脅威を意味するのである。

・環境基準の決めが、保護主義的な障壁のように機能する。・南の環境権侵害に対する北側からの不釣り合いな制裁に、報復措置としての輸入制限や貸付条件が使われる。

UNCTADは、国連やブレトン・ウッズ機構に対抗して、「南の法定弁護人」の立場からこれらの問題に取り組んでいる。UNCTADは、マレーシアのような超開発主義的な国を含む南の諸国家を代表しているが、必ずしもそれらの国の民衆を代表するものではない。この点にUNCTADの立場が端的に示されている。

興工業国と開発の遅れた国を、さらに、マレーシアのマハティール首相のようなウルトラ生産至上主義の指導者とインドのA・アガルワルのようなNGOの知識人を、一つにまとめてみることを可能にするのである。

IV 主導権を狙うEEC

西ヨーロッパと北ヨーロッパは産業革命の発祥地であり、また、産業革命によって引き起こされた環境汚染の発祥地でもある。さらにヨーロッパは、社会民主主義の影響に基づく労使妥協が生まれたところでもある。とくに、一人当たりのGDPに平均寿命や就学年数を加えて算出される「人間開発指数」（UNDP（国連開発計画）で用いられている）から見れば、ヨーロッパは今日、世界で最も発展した地域であり、そして化石燃料（石油、石炭）を最も消費している地域の一つである。またヨーロッパは、地球環境問題を解決していくバイオニア的役割を果たすうえに必要な、あらゆる資金力や技術力を有している。しかしながら、「第一世代」の、つまり一九七〇年代の環境政策という点からみれば、すなわち、地域的な環境汚染対策という点からみれば、EECは、アメリカや日本に比べて遅れをとっているのである。

実際、EECは、諸国家間のコンセンサスに基づいてできたものであるが、これらの国はいずれも、一部の経済学者が「フォーディズム」と呼ぶ発展モデルをとっていたのである⁽⁶⁾。フォーディズムとは、消費と生産の同時並行的な成長が国家によって保証される、大量消費のための大量生産というモデルを意味する。消費と生産の同時並行的な成長は、労使のフォード主義的妥協下の経済政策の基準として不可欠なものであった。だが、この労使妥協は、環境のような「第三の要因」をまったく置き去りにしていたため、絶えず抗議を受けてきたのである。

さらに、EECは非常に多様な諸国から構成されている。まことに、経済的にさまざまである。EECにはポルトガルからデンマークまでが含まれており、一人当たりの国内総生産たるや、一对五の格差があるのである。これは、南の中所得国と「北」の平均の差とほとんど同じである。文化的にも違っており、環境に対する市民の要求は同じようには表れない。また、政治的にもいろいろ異なる。例えば労使妥協は、ドイツでは分権的で契約的なやり方で調整されるのに対し、フランスでは中央集権的に法律によって調整される。国内のさまざまな利害や欲求は、それぞれの均衡点に応じて国毎に調整されている。代表民主主義的な手続きをとる国もあれば、社会的パートナー間の交渉と

いう手続きをとる国もある。だが、EECレベルの新しい均衡点は、EECの諸機関が見守る政府間の外交交渉を通じてしか達成されないのである。

このような状況にあっては、環境保護に関するヨーロッパの新しい均衡点は、それぞれの国に実際存在する均衡点よりずつ上のレベルになるしかないだろう。というのは、この新たなる制約は、各々一様に課されると見なされるからだ。あるいは、新しい均衡点は、最も環境基準の甘い国のレベルになるだろう。一般的には、第二の解決策、つまり「最小公約数」的な規則が選択されることになる。この傾向は、一九八〇年代以来の新自由主義の波によつて、また、一九八五年以降はEC単一議定書によつて強められている。

この二つのタイプの解決策の衝突は、環境保全の私心なき支持者と、すべてを犠牲にしても成長を推進しようとする人びとの対立させるだけではない。この衝突はしばしば、環境保全のための新しい制約によって大なり小なり不利な影響を受け、各国の代表的な産業間の利害対立を反映している。こうして、ドイツやオランダ、デンマークといった北ヨーロッパ諸国、「もつと厳格な環境保護規制の実施を」という態度表明は、南ヨーロッパ諸国の方には、環境保全条項を楯にして保護主義に味方しているように見える。そして、ドイツやオランダ、デンマーク等の主張は、何の正当性もなく消えてしまうことになるだろう。他方、環境規制の強化を拒否する南ヨーロッパ諸国は、「エコロジー・ダンピング」によって環境規制の緩和を求める企業を誘致し、雇用を自國に引き寄せようとしている、と疑われることになるだろう。

だが最後には、ドイツやオランダ、デンマークといった第一のグループの国々が優位を占めるに違いない。労使妥協の場合と同じように、経済活動と環境の一番いい妥協形態は地域間競争に勝利をもたらすような地域のための切り札だ、ということがたびたび証明されている(7)。

さて、EECにとっての野心的な計画は次のようなものである。さしあたり一国レベルの「エコ社会民主主義的」な新しい妥協を先進国に提案するために、アメリカよりも技術的・経済的に進んでいることを利用する。それは、南に対する世界的主导権を環境問題においてかちとらためでもある。こうしてヨーロッパは、ルーズベルトのニューディール政策の「二石二鳥」を好みがえらすことになる。まだ漠然とした、実行するのが非常に難しい計画であるが、それは、地球サミットをめぐる交渉、とりわけ気候変動枠組み条約に関する交渉でのEECの位置から、ぼんやり見えていくのである。

ところで、地球サミットへのEEC報告では、ジャック・ド

ロールEC委員長が、「序文」の中で、EECによるイデオロギー的攻勢を余すことなく表している。ジャック・ドロール委員長は、「われら共有の未来」を守ることの大切さをおどかに語り、環境への要求を統一することや、開発のために南北が連帯すべきだということを強調している。「地球上の根本的な不平等を是正することなしに地球環境問題を早急に解決することなど、決してできはしない。つまり、世代間の公平といふ環境倫理は、より公正な世界秩序への歩み、すなわちより公正な同世代間の関係を伴うときにのみ、受け入れられるのである」。

EEC報告の第二章（気候温暖化）では、EECの野心が強く表れている。「EECは経済力があるし、温暖化問題をつくりだした張本人だからも、地球温暖化対策に特別の責任がある」。それは、エネルギー節約、エネルギー効率の改善、化石燃料を用いないエネルギーへの代替といった策を講じようという、EECの約束を思い出させる。「EC全体の」二〇〇〇年の二酸化炭素排出量は、一九九〇年のレベルで安定化するであろう。これは、次のことをはつきり意味している。「低いエネルギー消費水準から出発する加盟国は、経済活動の効率を改善することを通して、自国の経済的・社会的発展の必要に応じた二酸化炭素排出の目標値や戦略を定める権利を有することになるだろう。それぞれの国における二酸化炭素やその

他の温室効果ガスの目標値、および、二〇〇五年と二〇一〇年のための提案をめざす戦略は、地球サミットに間に合うようにならねばならない」。

・気候変動枠組み条約に関するEECの外交的立場をトータルにまとめる、次のようになる。

・EECにとって、温室効果ガス排出の自己規制の「宣言効果」は、今後の温室効果ガス排出の協同削減に道を開くものである。

・EECは、アガルワルのいう厳格な「汚染権割当」の立場も、EEC域内でのその再分配という立場もとつていな

い。だが、自分たちも排出規制措置をとるという条件のもとで、低開発国にも、温室効果ガス排出の割合を増加させる権利を認める。

・EECは、アメリカのような「温室効果ガス・括削減方式」を退けて、温暖化対策をそれぞれの温室効果ガスについて検討する。目標は、地球サミットで「二つの議定書を伴う確固とした気候変動枠組み条約をかち取ることだ。つまり、

一つは、エネルギーの保存と温室効果ガスの排出削減に関する議定書であるが、それは主に先進工業諸国に向けられたものだ。もう一つは、熱帯雨林の保全に関する議定書であり、上に発展途上国に向けられたものである。発展途上国が義務

を果たせるように援助するには、間違いなく追加資金が必要であるが、これで南北の義務は均衡のとれたものになるのである」。

「気候変動枠組み条約に関するEECの外交的立場は明快である。EEC報告のこの同じ第二章の最後の所では、もっと率直に語られている。「EECは、気候変動枠組み条約の交渉でリーダーシップをとらねばならない。事実、EECはこの問題について、歐州自由貿易連合（EFTA）のグループや、日本、オーストラリア、ニュージーランドといった、同じ方向をめざす諸国と共に行動している」。このリストにアメリカとカナダが入っていないことがお分かりだろう。

EEC報告の「結論」は、短いながらも非常に重要である。そこでは、まず、いかに「環境への配慮が確固としたものになり、EECのあらゆる政策分野で深まりつつあるか」が、資料によつて示される。そして、EECが生産至上主義優先のうえに成り立ってきた、ということが暗に語られる。最後のバラグラフでは、EECの望む指導的役割の根柢と野心が説明されている。EECは「南北環境対立の縮図」としてさまざまな交渉を経験してきたが、それを通じて、解決は連帯以外の何物でもないということ、つまり、環境問題の解決は開発援助を通じてのみ達成されうるということを確信しているのである。

EEC報告の「結論」は、短いながらも非常に重要である。

そこでは、まず、いかに「環境への配慮が確固としたものにな

り、EECのあらゆる政策分野で深まりつつあるか」が、資料によつて示される。そして、EECが生産至上主義優先のうえに成り立ってきた、ということが暗に語られる。最後のバラグラフでは、EECの望む指導的役割の根柢と野心が説明されてゐる。EECは「南北環境対立の縮図」としてさまざまな交渉を経験してきたが、それを通じて、解決は連帯以外の何物でもないということ、つまり、環境問題の解決は開発援助を通じてのみ達成されうるといふことを確信しているのである。

EEC報告の「結論」は、短いながらも非常に重要である。

そこで、まずはまだ実行に移されていない。これはEECの弱みである。欧州理事会は、EEC委員会の「エネルギー報告」を採択するのに手間取つてゐる。というのも、すでに言及したような、環境保全の前進に障害となるEEC域内の制度的な問題が、手つかずのまま残されているからである。また、一九九一年十二月のマーストリヒト欧州首脳会議で承認されたような「EEC統合」のための交渉——残念なことに域内の政治的結束の強化という問題に帰着してしまつた——は、事態を何一つ変えなかつたのだ。ヨーロッパ経済に関する法律が次第に多数決で決められるようになつてゐるのに、非常に重要な領域である環境保全に関する法律は、いまだに全員一致で決められてゐる。だから、「最も甘い環境基準の」諸国の拒否権に支配されてしまふことになるのである。

欧州理事会の環境委員会であるカルロ・リバ・ミーナがマーストリヒト欧州首脳会議の翌日に激しく非難しているように、「マーストリヒト会議はいかさまであり、環境問題をすりかえてしまつた。われわれは、環境ヨーロッパに向かつて、異なる二つの速さで進んでいくことになるだろう。環境政策も、それにかかる費用も、法律も、国によつて異なるといふのだ。そんなばかな話はない。熱帯雨林の保全について南に説教している北のわれわれが、温室効果に関する具体策も持たずに、単なる

に、それらはまだ実行に移されていない。これはEECの弱みである。欧州理事会は、EEC委員会の「エネルギー報告」を採択するのに手間取つてゐる。というのも、すでに言及したような、環境保全の前進に障害となるEEC域内の制度的な問題が、手つかずのまま残されているからである。また、一九九一年十二月のマーストリヒト欧州首脳会議で承認されたような「EEC統合」のための交渉——残念なことに域内の政治的結束の強化という問題に帰着してしまつた——は、事態を何一つ変えなかつたのだ。ヨーロッパ経済に関する法律が次第に多数決で決められるようになつてゐるのに、非常に重要な領域である環境保全に関する法律は、いまだに全員一致で決められてゐる。だから、「最も甘い環境基準の」諸国の拒否権に支配されてしまふことになるのである。

EEC報告の「結論」は、短いながらも非常に重要である。

そこで、まずはまだ実行に移されていない。これはEECの弱みである。欧州理事会は、EEC委員会の「エネルギー報告」を採択するのに手間取つてゐる。というのも、すでに言及したような、環境保全の前進に障害となるEEC域内の制度的な問題が、手つかずのまま残されているからである。また、一九九一年十二月のマーストリヒト欧州首脳会議で承認されたような「EEC統合」のための交渉——残念なことに域内の政治的結束の強化という問題に帰着してしまつた——は、事態を何一つ変えなかつたのだ。ヨーロッパ経済に関する法律が次第に多数決で決められるようになつてゐるのに、非常に重要な領域である環境保全に関する法律は、いまだに全員一致で決められてゐる。だから、「最も甘い環境基準の」諸国の拒否権に支配されてしまふことになるのである。

そこで、あらゆる制度化過程の基礎である世論について述べよう。大気の明い込み（エンクロージャー）をめぐるこの南北環境戦争に、「国際世論」は反映されているのだろうか？ 環境NGOと開発NGOの意見は部分的に反映されているといふよう。しかもしもっと議論しあつたり、意見をまとめていくことが必要である。

一九九一年十一月にパリで開催される世界NGO会議の「スポンサー」になろうという考えが、フランス外務省の頭にのぼつた。この提案は、NGOの意見をまとめていくうえで決定的な役割を果たすことになった。

パリ世界NGO会議では、南のリーダーシップが直ちに確固としたものになつた。そのうえ、最もラディカルなNGOは、すでに会議の一日の晩に、フランスの緑の党と欧州議会の緑のグループが提案した宣言を、修正してから採択していた。北の、とくにイングランド・サクソン系の保守的NGOが沈黙を守つ

ていたが、そのため影響されることは実際何もなかった。それに対し、出席者の圧倒的多数を占める南のNGOは、断固として、環境と開発に関する議論を真の問題へと方向づけた。つまり、彼らの見解によれば、真の問題は、低開発や貧困と、砂漠化や水質悪化といった環境の荒廃とが根底的に相互関連していることなのだ。

パリ世界NGO会議では、先住民、とりわけアメリカやアジアの森林・山岳地帯に住む民族といった予期せぬ力が浮上したが、これは各方面の望むところだった。彼らの共同声明は、コロンブスがアメリカ大陸を発見した一四九二年の十月一日を「アメリカ民衆の自由の最後の日」、とくに、共同的なやり方だからこそ真に持続可能である開発モデルを破壊した日として位置づけている。そして、西欧モデルに加えらるあらゆる修正を真向から拒絶し、植民地になつて以来荒廃してしまつたあらゆる土地を受け継いで治めていくことを激しく要求している。危機にある自然を危機にある先住民の運命と同一視するこの立場は、環境保護について説教するかつての中核国の人びとと、開発至上主義的な野心を抱くかつての入植者の混血あるいはクレオル「植民地生まれの白人」系子孫との対立を、無意味なものにしてしまつた。この意味で、それは、森林や生物の多様性に関する議論への、北の保守的NGOをも第三世界と連帶する

応援しに来てくれたわけだ。

結論にかえて

パリに結集したNGOは、最も貧しい人びとが「地球の支配者」の貪欲によつて引き起こされた地球環境危機の第一の犠牲者になつていることを強調し、資本主義成立期における用い込み運動と類似していることを指摘しながら、地球の共有地を明い込む「上からの」王権的な運動に激しく反対したのであつた。NGOは大きな影響力をもつようになつて、UNCED（地球サミット）プロセスの中で、一〇年前には「反帝国主義運動」が占めていた場所に自分の名を印すことになつた。とはいゝ、現在の状況は、八〇年代に実現された戦後の大転換を明示する、次の二つの点で異なつてゐる。

- ・社会運動の中で国家主義的—生産第一主義的なイデオロギーが消失したこと。
- ・ソ連圏といふ、これらイデオロギーの「チャンピオン」國家が消滅したこと。

現在のアメリカの保守的戦略（右）に対して、今後は七七カ国グループが政府間ゲームの「左」を代表することになる。七七カ国グループは衰えてはいるが、地球サミットやユネスコと

NGOをも納得させてしまう簡潔な（簡潔すぎる？）回答だつたといえよう。

パリ世界NGO会議の最終宣言である「一九九〇年代の行動計画」は、指導層よりも民衆に重きを置く「民衆第一主義」や、政府や党よりも底辺の大衆運動を重視する「運動第一主義」の側面を別にすれば、交渉中のどのテーマに関しても、「七七カ国グループ」の先頭に立つインドや中国の立場と合致している。それゆえ、世界のNGOが環境保全派の北と開発至上主義の南というように分裂してしまることは回避された。そして、南のNGOの指導的影響力と北の政治的エコロジーのラディカルな潮流のおかげで、この初めての「国際市民社会」の総会は正当性を引き出すことができたのである。

パリ世界NGO会議がこのような結果に終わつたことで、フランス外交が不意をつかれたりひんしゅくをかわれたりしたわけではなかつた。これは、地球サミットのための世界NGO会議のコーディネーターに、ナイロビに本拠をおくNGOである国際環境リエゾンセンター（ELC）を選んだ、ということから当然予測しうる結果だつたのだ。また、EEC委員会の「ルーズベルト的な」役割からみても、この結果は歓迎されるものであつた。「国際市民社会」は、一酸化炭素の排出抑制に消極的なアメリカの温暖化防止協定封じ込め戦略との対決を、

いつた国連のいくつかの機関に支えられており、また、ヨーロッパといふ「左」の強力な中心によつて補強されている。しかも、ヨーロッパは日本によつて多少とも支持されているのだ。

というのは、各国の戦略論理はその交渉戦術とイコールではないからだ。月日を重ねるうちに、先進国、急速な成長を遂げつゝある発展途上国、貧しい国々といふ、異なる二つの利害ケループの存在がはつきり見えてきた。先進国にとっては、たとえ温室効果ガス排出量を削減しようとも「凍結」しようと、有利な現実は変わらないのである。いすれにせよ、「地球共有資産」の分け前が凍結されるだけなのだから。急速な成長を遂げつつある発展途上国は、「共有資産」の分け前のいかなる制限からも得るところがない。だが貧しい国々にとって、「人口に応じた地球共有資産の分け前」という制限は利益になりこそすれ、彼らを困らせるものではないのだ。とはいゝ、そのような形式的な権利は、実際の援助がなければ何の役にもたたないのである。

実際には、環境戦争の陣営はそいつの利害ケループとは違つて形に分かれている。先進国には、アメリカのようにいかなる規制をも回避しようとしている国もあるし、南と和解しようとしている国もある。温室効果ガス規制の「封じ込め戦略」は、急速な成長を遂げつゝある発展途上国や、最も要求の多

い貧しい諸国の「規制反対戦略」と、結果的に利害が一致している。しかも、「待機主義者」が事实上それを支持しているため、南北の和解をめざす人々との「建設的な」提案は、簡単に攻撃されてしまう可能性がある。

今、地球サミットに期待できる成果についてはつきりしているのはたゞ一つ、一九九二年の六月にそれが開催されるということだけだ。だが、ハイゼンベルク「ドイツの理論物理学者で、量子力学の創始者」の不確定性原理に従えば、サミットの交渉がどこに行きつくかは分からぬのである。それゆえ、地球環境問題の調整の「焦点」がどこにあるのか、サミット後の交渉はどのような方向に向かうのか、といった真の議論は、地球サミット後の状況にかかるといふよう。

すべては、北の内部の力関係で決まるだろう。「協議による」解決を重んじるフランスは、重要な役割を演じている。なぜならフランスは、このよろな解決に携わるEUと諸国の中で、大きな外交的影響力をもつてゐるからだ。だが、フランスは実際のところ、EECと北欧諸国の同盟を組織したり、この同盟に日本を参加させたりする限りでのみ、優位な立場にたちうるのである。しかし、この同盟を組織することは、一つの理由から困難である。第一の理由は、終論は立派だが具体的な行動には消極的であるといふ、第三世界の累積債務に関する交渉で見

られたような「保守的」な伝統がフランスにあることだ。第二の理由は、国際的な連帯に基づく環境秩序の構築というEBCの「建設的な」見解が、全世界を内らせていることである。これは大問題だ。アメリカだけでなく、南の七七カ国グループのほとんどの国が迷惑を思ってはいるという。EBCがもつて外交的手腕を發揮し、また、南にもっと多くの資金的援助を与えていかなければ、アメリカを孤立させることなどできはしないのである。

(翻訳 若森 文子、協同総合研究所会員)

(三)

- (1) 気候変動枠組み条約および生物学的多様性保全条約について
は、興味深く分析を行つたのが BENHAIM, CARON, Cahiers du C3E, Univ. Paris I を参照のべ。熱帯雨林に関する議論は、なん
れど11つの問題の総論点に位置する。
 - (2) 世界資源研究所 World Resources 1990-1991, Oxford U.
P., New-York, 1990 参照。
 - (3) ハーネット・エネルギー Energie pour un monde vivable, la
Documentation Française, 1990 (仮説)。
 - (4) Willian D. NORDHAUS, 「温室効果に関する経済学的アプロ
ーチ」ロード会議、一九九〇。
 - (5) Agarwal, A. and Narain, S., Global Warming in an Un-
equal World: A case of environmental colonialism. Center for

つて誇張される「山時間増加型」の発展モデルを提起した「男ある選択」(藤原聰作)といった彼の著作も、世界各国で読まれ反響を呼んでくる。

「マックスとポストケイシアンの統合」といわれるレギュラソン学派のうちでマルクスに最も精通しているリビエラは、社会矛盾や緊張の存在をつねに強調しながら、「これほど矛盾に満ちた社会関係が暫定的で規則性を確保するのはいかにして可能か」というレギュラソン問題を資本・労働関係の枠を越えて提起する。というは、「テーアーに義アラス機械化」の本質と生産性に比例した賃金増加の獲得、というフォード主義的妥協が解体した今日、焦点となっている新しい社会的妥協は、資本・労働関係の矛盾の調整だけでなく、人間・自然関係の矛盾および男・女関係の矛盾の調整のあり方に深く係わっているからである。「資本主義の黄金時代」（一九四〇年～七四年）の基礎にあいたフォード主義的妥協とは、今から思えば、「女性と自然」にたいする資本と男性労働者の妥協だった、といふ所すこどができる。リビエラによれば、現代でもましまな労使妥協は「人間資源の開発による生産性確保 対 代償としての自由時間の増加」であって、このタイプの労使妥協が男女両の公正やエコロジカルな持続可能性といちはる呵めしやすいのである。

最近のリビエラは、レギュランオン・アローチから男・女関係における不平等と調和を分析した「フェードル」(Phèdre, Edi-